

令和6年度物価高騰対策支援給付金に係る 給付要件確認書の送付誤りについて

【概要】

「令和6年度物価高騰対策支援給付金（以下、「本給付金」という。）（※）」について、対象となる世帯へ給付要件確認書を発送しましたが、対象外である世帯へも当該確認書を発送し、すでに一部世帯へ給付していた事案が判明しました。

送付誤り世帯数 97世帯（うち、給付済み世帯 68世帯、給付額 695万円）

【経過】

本給付金のコールセンターから本市に対し、対象世帯について誤りがあるのではないかと指摘があったため、本市においてデータを点検・確認したところ、対象外である世帯が含まれていることが判明した。

【原因】

令和5年度物価高騰対策支援給付金を給付した世帯のうち、同給付金の基準日の翌日（令和5年12月2日）以降に、世帯主の死亡や転出等により世帯主が変更となった世帯については対象外とすべきところを、正確な抽出条件が設定できていなかったことにより誤って対象世帯に含めていた。

【対応】

対象外となった世帯に対し、給付要件確認書の送付誤りについての謝罪及び誤って給付した給付金の返還をお願いする文書を発送するとともに、すでに誤って給付した世帯へは、職員が順次個別に訪問し、経緯の説明及びお詫びと合わせて返還の依頼を進めてまいります。

【再発防止策】

対象者データの作成に当たっては抽出条件の設定に細心の注意を払うとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

※ 令和6年度物価高騰対策支援給付金

令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯あたり10万円を給付するもので、令和5年度に実施した物価高騰対策支援給付金（対象世帯：令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）を受給した世帯（未申請・辞退含む。）については対象外となる。対象世帯に18歳以下の子どもが含まれる世帯へは、子ども1人あたり5万円を加算する。

【お問い合わせ先】

保健福祉部 福祉政策課 課長 湯川、課長補佐 澤井
電話：06-6902-5924 E-mail:fuk01@city.kadoma.osaka.jp